

経済体制の公共選択分析からの 政策含意

奥 井 克 美

1. は じ め に

本稿では、経済体制の公共選択分析からの政策含意について述べる。ここで公共選択分析というのは、次の二つの点を意識している。第1は、政治制度を前面に押し出して分析する点である。第2は、公共選択論の創始者 James Buchanan, そしてその流れを汲む人々が採用する契約主義の立場から議論を展開する点である。

前者については、政治的枠組と経済的枠組に焦点をあてて経済体制を分析する、ということである。ここで政治的枠組とは民主政治か独裁政治かを示す政治的自由度のことである。経済的枠組とは市場経済か計画経済かを示す経済的自由度のことである。政治的自由度や経済的自由度のデータがつけられるようになってきており、これらを使った分析を今までに展開してきた。

後者については、政治的枠組・経済的枠組の選択に人々がどのように合意するのか、ミクロ経済学やゲーム理論を使って考察した。前述の政治的自由度・経済的自由度のデータ分析をマクロ分析とみることができるなら、マクロ・ミクロ両面にわたる分析を行ったことになる。これらの成果に Buchanan らの契約主義についての哲学的考察を組み合わせるならば、

どのような政策を導くことができるかを以下では議論する。

Buchanan 流の公共選択論・立憲政治経済学は、最初からかくあるべしという絶対の価値や規範を認めないし、個人から超越した国家や公共の利益を否定する。国家・政府・制度は個人間の選択と合意に基づいてつくられると考える。こうした議論から、望ましい経済体制や体制間関係のあり方を考えてみたいのである。

2. 今までのマクロ・ミクロ分析結果の整理

それでは、今までに得られた経済体制の公共選択分析の結果を簡単にまとめておくことにしよう。

まず政治的自由度と経済的自由度のマクロ分析から、次のようなことがわかった。(民主政治かつ計画経済)の国が減っていき、現在、(民主政治かつ市場経済)の国・(独裁政治かつ市場経済)の国・(独裁政治かつ計画経済)の国、の三つのグループに世界の国々は分類されるようになってきている。この過程で、世界全体で見れば、民主化・市場化の方向で経済体制は移行しつつあり、最近は特に市場化に比重を置いた形でこの移行が進んでいる。さらに、政治的自由度や経済的自由度の低い国がこれらの自由度を急速に増加させることによって、国間の政治的・経済的自由度は等しくなっている。国間の制度格差がなくなっているということであり、体制の収斂が進んでいる、といえる。ただし、この収斂は世界全体で民主化・市場化の方向へ制度が進んでいる中でのものであり、Tinbergen が主張した収斂とは性質が違う。

次に、政治的・経済的自由といった制度と経済パフォーマンスの関係を分析した。経済成長率に関する経済体制間の優劣ははっきりしないが、経済的自由の大きな国の経済成長率が高くなっており、独裁政治かつ市場経済の国が高い経済成長を遂げていることが、最近の特徴である。一般的に

は経済自由化が進むと不平等が大きくなるといわれているが、データからはむしろ、経済自由化が進んでいる国の方が平等である傾向がみられる。それに、(民主政治かつ市場経済)の国の一人あたり GDP は他の分類の国のそれよりかなり高くなっている。

政治的自由度と経済的自由度の高い体制が最終的に目指す姿ではないかと考え、その戦略を政治的自由度と経済的自由度の因果性をみることによって考えようと試みた。例えば、政治的自由が経済的自由を高めるが、経済的自由が政治的自由を高めないのであれば、民主化を市場化より優先すべき、ということになる。結果は、両者の因果が認められない、というものであった。民主化か市場化かのどちらを優先すべきか、という政策提言の構想は頓挫した。

ミクロ分析から示されたのは、次の点であった。Okada=Sakakibara=Suga (1997) などの一連の研究は、経済発展の進んでいない段階では、独裁的な政治制度で人々が合意する可能性が高いことを指摘する。経済発展度が低く国家成立のメリットの少ない段階では、国家成立の便益を享受しながら税金を支払おうとしないフリーライダーを許さない独裁政治の方が社会の成員全員にとって有利になり得る、というのである。経済的枠組については、人々の間で所得が不平等であるならば、私的所有権制度での合意ができなくなる。この場合、人々の合意は公的所有権制度にならざるを得ない、ということを示した。これらからいえることは、独裁政治や計画経済の特徴である公約所有権制度を国民が支持し、それらで合意するのが理にかなっていることがある、ということである。各国で民主化・市場化を進めるべきだ、と簡単に結論づけることはできないのである。

3. 経済体制の公共選択分析の哲学的基礎

3-1. Buchanan (2006) の立場

以下では Buchanan 流の公共選択論・立憲政治経済学を用いて経済体制に関する規範的議論を行いたい。公共選択論・立憲政治経済学は絶対の価値や規範を認めない、相対主義の立場である。このため Bergson, Samuelson, Tinbergen らの社会的厚生関数による分析に批判的である。社会的厚生関数とは、社会全体の厚生とそれに影響を与える要因との関係関数形式で表示するものである。社会的厚生関数を最大にする要因を考察しようとするこの分析方法は、社会的厚生関数が誰のものかによって結論が変わってくる。絶対の価値を認めない公共選択論は、いったいどの社会的厚生関数を用いるのかを問題にするのである。最大化したい社会的厚生関数は人によって違う。社会的厚生関数によって分析しようと思うならば、特定の社会的厚生関数の一つ選ばなければならない。しかし、これを選ぼうとするならば、何らかの絶対の価値を基準に選ばざるを得なくなる。この絶対の価値が認められないのだから、社会的厚生関数を用いての分析は信ずるに足りない、ということになるのである。

Buchanan (2006) は、絶対の価値を認める立場は保守主義に通じ、絶対の価値を認めない立場は古典的自由主義につながる、という。保守主義においては、価値は個人から遊離し過去から伝統的に受け継がれる。こうした絶対の価値を認める考え方は、自然に人々の間には格差・ヒエラルキーが備わっているとのプラトンの思想の系譜につながっている。これに対して古典的自由主義は、価値をもっぱら個人の意識の中に求める。個人は互いに尊敬し、合意を目指して議論し合う存在として認められる、とするこの考え方は、個人の関係が平等で誰かが誰かに優越するわけではないとのアダムスミスの思想の系譜にある。自分の立場は後者だ、と。この Buchanan の立場が公共選択論・立憲政治経済学の底流にある。

3-2. Buchanan の立場の経済体制論への適用

上記で説明した立場を、経済体制論に適用したい。この立場を確認しておく、次のようである。絶対の価値を認めない立場は、個人が平等で誰かが誰かに優越するわけではない、ということとつながる。これは、人の上に人をつくらず人の下に人をつくらず、というように象徴的に表現されよう。これを経済体制論・比較体制論の文脈に直すと、国の上に国をつくらず国の下に国をつくらず、である。

人と人の関係が平等というのは理想であって、力の格差は歴然としているし、社会の 1 単位として認め難い未成熟な人もいるであろう。Buchanan によれば、社会の成員がみな独立した認めあえる人でなくてもよい。これらの人が一定数以上いれば、社会は機能する。国際秩序も同様で、すべての国が責任ある独立した状態になくともよいのである。また Buchanan は、社会の成員がみな等しいものとして機能している社会というのは一種の理念型である、といういい方もしている。完全競争市場の概念は、現実にはあてはまらなくとも、理念型として現実経済の理解に有益である。これと同様、社会の成員がみな等しい位置づけにあるという状態は、これからの乖離によって現実をみることを可能にするという意味で、現実の理解に資するのである。そして、この乖離をうめるための手だてを考える材料を提供するのである。

社会秩序はこれら等しい位置づけをもって対峙した人々の合意から生まれる、と公共選択論は考える。個人から超越した国家や公共的利益を認めない。よって、まず最初に国家ありき、政府ありきという考えをとらない。これらは、人々の合意によってつくられる、と考える。人々の合意に基づく契約がルール・制度・政府・国家となる、と考えるのである。こうした契約主義を本稿でも採用し、議論を進めることにしたい¹⁾。

1) 契約が現実的基礎を持たない知的構成である、との批判に対して、Buchanan and Tullock (1962) は次のように考えている。契約主義の妥当 ➤

4. 本稿の考える制度・経済体制： 政治的枠組と経済的枠組に関する契約

4-1. 多段階契約

本稿での契約主義による社会のとらえ方を説明しよう。平等で独立した人々は、安全や安定等の利益を目指し、制度やルールといった社会秩序を生み出す。本稿では、この中から政治的枠組と経済的枠組に関するものに焦点をあてる。これら二つが社会を規定する大きな要因であるとみなすのである。ここで政治的枠組とは、国民の意思決定に関する方法や仕組みである。民主政治が行われるルールが確立されているか、独裁政治がなされているか、といった政治的自由度を特に意識している。経済的枠組とは、資源配分の方法や仕組みである。市場経済であるか計画経済であるか、といった経済的自由度を特に意識している。

人々は自らの生活する地域で、政治的枠組と経済的枠組に関する契約を行う。これによって、その地域の地域政府がつくられるとともに、その地域の政治的自由度・経済的自由度が決まってくる。次に、それら地域間で政治的枠組と経済的枠組に関する契約が行われる。より上位の地方政府がつくられ、その地域の政治的自由度・経済的自由度が決まってくる。こうした過程を経て、地域間で中央政府をつくる契約が結ばれ、合わせて、国境が確定する。この際の政治的枠組と経済的枠組が本稿の考える経済体制

↙ 性はルール・制度・政府・国家の起源を説明できるということにあるのではなく、それらを改良するのに潜在的に役に立つということにある。ルール・制度・政府・国家は様々な原因によって形成されるが、それらの変更が全員一致によって支持されるのでない限り、現存するそれらは、例えベストのものでないとしても、全員一致を反映したものとみなす。そして、それらの変更にも全員一致で支持されるものがあるならば、現存するそれらは望ましくないとみなし、変更の実現がはからなければならない。こうしたルール・制度・政府・国家の改良に役立つ視点を提供することができるという点で、契約主義が有効なのである。

である。さらに次の段階では、国間での契約が結ばれ、国際政治経済制度が生まれる。上記過程で、例えば、ある地域がそれが属している国から独立すれば、国家として国際政治経済制度の契約に参加することになる。この様子を示したのが、図4-1である。

人々はこういった規模の地域・国家を選んでいくであろうか。効率的な状態を実現するよう、それらの規模を選択していくのである。例えば、消防・公園などの地域生活に密着した地方公共財は地方政府が、国防などは地方政府より中央政府が供給した方が効率的である、という議論があるが、そうした効率的な公共財供給システムが実現するよう、人々は地域・国家の規模を選択していくのである²⁾。

このような政治的枠組・経済的枠組は立憲政治経済学における憲法 (constitution) に相当する。憲法とは、社会における基本となる制度や

2) Tiebout (1956) は、人々が居住地を自由に選択することによって、各地域の政府が公共財の効率的な供給に成功する、という「足による投票」の議論を展開した。この議論によれば、各地域政府の数は多ければ多いほどよい。また Oates (1972) の「分権化定理」は国が単一水準で公共財を提供するより、地方が独自の水準で提供する方が、高い厚生水準を達成できる、とする。これらは、統合規模が小さい方がよい、とする議論といえよう。林 (2008) には、これらの議論が地方公共財の便益の他地域への漏出を考慮しておらず、地域や個人間での外部効果が存在するならば、中央政府の役割が重要になること、及び人口に関する規模の経済そして範囲の経済によって地方政府の大規模化が有利になり得ること、これらについての指摘がある。これらは大きい統合規模に軍配を上げる議論といえよう。

Alesina and Spolaore (2003) は国家の最適な規模が、規模の利益と住民異質性コストのトレードオフで決まるという。国家の規模が大きくなるほど公共財供給のための一人あたり費用が下がるなどの規模の利益を享受できるものの、様々な人々を抱えることによって住民の望む政策をとることが難しくなる。彼らは最近のグローバリゼーションによる経済自由化は、面積の小さな国でも貿易で繁栄する可能性を高めるため、最適国家規模を小さなものにしていくという。これによってシンガポールのような小国が最近経済的成功をおさめている、というのである。

ルールのことである。憲法は長期にわたって持続するのが一般的であるので、個人は憲法を選択する際、将来に自分の立場が変わり得ることまで考慮せねばならなくなる。このような状況を不確実性のヴェール（veils of uncertainty）と呼ぶ。不確実性のヴェールのもとでは、人々はかなり長期的な視野にたった選択をすることができるので、望ましい憲法の制定が期待できる。以下でみるような困難もあるが、基本的には、人々は効率的な結果を生み出す政治経済制度を生み出していくことができる、というのが本稿の立場である³⁾。

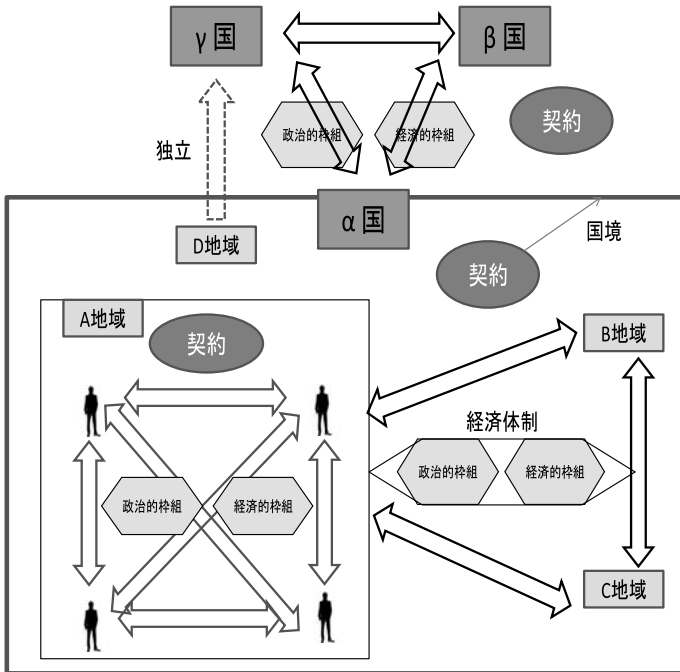


図4-1 本稿の考える契約による社会

3) Caplan (2007) は、投票者が非合理であるから、選挙が非効率な政策をうみだす、という。本稿は、投票者が合理的無知ゆえに、効率的な政策を実現する

4-2. 再契約と環境の変化

本稿では、社会秩序を政治的枠組と経済的枠組に関する人々の契約であるにとらえ議論を展開した。この政治経済契約を地方・国家・世界と階段を上るように各段階で人々が結んでいくことによって、社会の秩序がつけられていくと考えたのである。

もちろん、環境の変化によって、この契約内容は変わってくる。現在、日本では、道州制にみられるよう、地域の線引きを変える動きがある。European Union（EU：欧州連合）は国境を維持しながら、経済的自由度を国境を超えて広げていく動きととらえることができよう。これらは、環境の変化による人々の政治経済再契約ととらえることができる。人々は環境の変化に直面し、政治的枠組と経済的枠組に関する契約を見直しているのである。

環境の変化により望ましい政治的枠組と経済的枠組が変わるとともに、人々はこれらに反応して政治経済再契約を行っている。この反応はうまくいく時もあるれば、そうでない時もあるし、方向違いの時もないとはいえないかもしれない。環境変化による政治経済規範の変動、及び、これにともなう人々の政治経済再契約、互いの距離を変えながらのこれらの進行を歴史ととらえるのが本稿の立場である。

本稿の文脈で重要な環境変化として、グローバリゼーションと国の数の増加を指摘しておきたい。ヒト・モノ・カネが国際間を自由に動き回り、それらの相互依存が地球規模で緊密になるのがグローバリゼーションである。図4-2は世界全体の貿易額を世界全体のGDPで割ったものの時間推移を示したものである。この増加趨勢をみてとることができる。

図4-3は国の数の経年変化を示したものである⁴⁾。独立国の数が増え

できているかもしれないが、経済学者などの説得により、最終的には合理的な選択ができるようになる、との立場をとっている。

4) もちろん、国家を承認するかどうかは人や国によって判断が異なるために、

経済体制の公共選択分析からの政策含意



図 4-2 世界全体での貿易額（対 GDP 比）

[備考] World Bank, World Development Indicators, Quick Query, Exports of goods and services (% of GDP), World, <http://ddp-ext.worldbank.org/ext/DDPQQ/member.do?method=getMembers> (2008/9/3) より作成

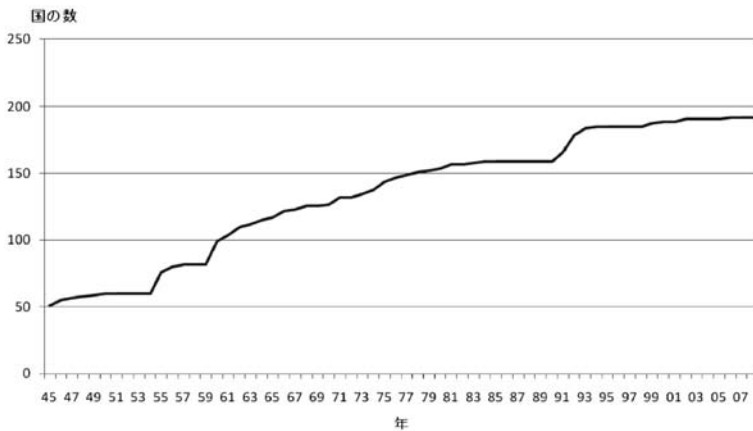


図 4-3 国連加盟国数の推移

[備考] 国際連合広報センター「国連の活動・加盟国一覧・国連加盟国加盟年順序」
http://www.unic.or.jp/information/member_nations/ (2008/9/3) より作成

てきていることがわかる。世界全体で関係が緊密化する中で、国の数が増加しているわけであるから、国間での制度・ルールづくりが一層求められる状況にある、といえよう。公共選択論は政府がリバイアサンとなつて多くの無駄な規制をつくりだしていることを指摘し、規制緩和の必要性を唱えることが多かった⁵⁾。一国内での文脈でよくあてはまるこの主張は、上でみた環境変化を考慮すれば、世界全体での文脈では、あまりあてはまらなくなっているのではないだろうか。世界全体では、ルール・制度・政府・国家の束はもっと強化されねばならない状況になってきているのではないだろうか。公共選択論の蓄積をいかし、国内での政治の失敗の二の舞を避けるよう、賢くグローバルな制度設計にあたりたいところである。

5. 制度の契約に関する若干の理論的考察

それでは、政治的枠組と経済的枠組に関する制度選択に関して、若干の理論的考察を行い、次の規範的議論につなげていきたい。先に論じたように、人々は制度選択に際して不確実性のバールにつつまれることになり、長期的視野にたった効率的な選択をすることが期待できると述べた。これ

↙ 世界の国数の正確な数字が国連加盟国数で計られるわけではない。あくまで傾向をみるためだけに、これを使用している。

5) 国際組織・制度についても公共選択論は先行研究を持っている。その一つは、国際組織を官僚制とみるものである。すなわち、依頼人である個人達の代理人として行動する国際組織に焦点をあてるのである。そして、この分析は、たいがい、官僚制の非効率性を指摘することになる。国内組織以上に依頼人がコントロールしにくくなるためである。Vaubel (2003) は、国際組織が依頼人よりも利益集団のことを聞くようになっており、深刻なプリンシパル＝エージェント問題が生じていると考えている。一般的に、公共選択経済学者は次のように考える、というのが Frey (1997) の見方である。「(国際組織は、) 民主主義の無駄と欠陥の1つの極端な例であり、それらの活動を有害ではないとしても無用であるとみなす。(邦訳, p.127)」。本稿は、これとは違う立場をとっている。

がどのようなものになるかについて、理論面から議論をしてみたい。

5-1. 自生的秩序 (spontaneous order) と自己拘束力 (self-enforcing power)

表5-1のような状態を考えよう。このような場合、両者ともに左側通行するというルール、あるいは両者ともに右側通行するというルールに合意することが容易にできよう。このような場合を、Hayek 流の自生的秩序の構築が期待できる場合と分類したい。

表5-1

	左側通行	右側通行
左側通行	1, 1	0, 0
右側通行	0, 0	1, 1

しかし、共同合理性と個人合理性に乖離が生じる場合には、自生的秩序の構築が難しい。例えば、表5-2のような囚人のジレンマ状況にある時である。短期的には、相手が「協力する」時に「裏切る」ことによって大きな利益を得ることができるので、「協力する」ルールに人々が合意できないかもしれない。ルール・制度をナッシュ均衡とみなす青木・奥野(1996)の比較制度分析のいい方をすれば、(協力する, 協力する)がナッシュ均衡ではないので、自己拘束力を持たないからである。

表5-2

	協力する	裏切る
協力する	1, 1	-2, 2
裏切る	2, -2	-1, -1

5-2. 囚人のジレンマ解消のための制度構築

5-2-1. 長期的関係の構築

したがって、(協力する, 協力する)をナッシュ均衡にする手立てが必

要となる。その第1は、人々の長期的な関係の構築である。この囚人のジレンマが無限繰り返しゲームとなれば、人々が将来利得に関心を持つ時、（協力する、協力する）を実現させる戦略の組み合わせが存在する。すなわち、協力関係が毎回維持されるナッシュ均衡が存在する。よって、人々の長期的な関係が構築できれば、（協力する、協力する）を自己拘束力を持つ自生的秩序として人々は実現することができるのである。

これは直感的には次のように理解されよう。今、両者ともに「協力する」を選んでいたとしよう。どちらかの個人が、相手を「裏切る」と、その時は利得2を得る。しかし、それ以後、相手も「裏切る」の選択をしてこよう。すると、以後の利得は-1となる。一時2の利得を得ても、無限に続くゲームでは、その個人の平均利得は-1となる。もし、その個人が裏切らなければ、1の利得をずっと得ることができ、平均利得も1となる。短期的な利益に走って相手を裏切ることは、長期的に損失をもたらすことになる。これが両者にとって成り立つので、協力が創出されるのである。

一回限りでない人々の関係。話し合いが継続的に行われる状況。こういったことが実現できれば、強制力を使わずに、人々は協力関係を構築できる可能性がある。例として以下の表5-3のようなレントシーキング活

表5-3 レントシーキング活動による囚人のジレンマ

	自由市場体制	
	レントシーキング 活動を行わない	レントシーキング 活動を行う
レントシーキング 活動を行わない	1, 1	-2, 2
レントシーキング 活動を行う	2, -2	-1, -1
	レントシーキング社会	

動による囚人のジレンマを考えよう⁶⁾。人々は強制力なくしても、話し合いで自由市場体制を構築できるのである。このような場合は、次にみる強制をとまなう制度構築に較べて時間のかかる長期的な秩序構築となろう。

5-2-2. 強制を伴う制度

(協力する, 協力する)をナッシュ均衡にするもう一つの手立ては、強制的に均衡を変化させることである。ペイオフ行列を強制的に変化させるのである。先の囚人のジレンマに即していえば、「裏切る」を選択すれば2の罰金を徴収することにして、表5-4のペイオフ行列を表5-5のように変化させるのである。すると、(協力する, 協力する)がナッシュ均衡になる。

表5-4		⇒	表5-5	
	協力する 裏切る		協力する 裏切る	
協力する	1, 1 -2, 2		2, 2 -2, 0	
裏切る	2, -2 -1, -1		0, -2 -3, -3	

このような懲罰を可能にするためには、監視機関や司法機関の存在は不可欠である。よって、この場合は、強制的な上位機関・政府が必要になる。

-
- 6) レントシーキング活動とは、独占的地位から得られる利益であるレントを求めて政治過程に資源を投資することであり、政治家や官僚への働きかけ・賄賂供与・ロビー活動などがこれにあたる。社会の成員がレントシーキング活動を行わない自由市場体制のもとで成員の利得の合計は最も大きくなる。しかし、他の成員がレントシーキング活動を行わない時、自分だけレントシーキング活動を行えば、さらに高い利得が得られる反面、他の成員は大きな被害を受けマイナスの利得になる。そこで他の成員も同じようにレントシーキング活動を行うレントシーキング社会になると、すべての成員の利得がマイナスになり自由市場体制の時の利得より小さくなる。他の成員がレントシーキング活動を行う時も行わない時も、自分はレントシーキング活動を行う方が利得が大きくなる、ということがすべての成員にあてはまり、すべての成員がレントシーキング活動を行うレントシーキング社会が支配戦略均衡でありナッシュ均衡になる。

ただ、ここで注意せねばならないのは、Okada (1993)にあるよう、このような監視機関や司法機関の導入を人々が全員一致で導入できるということである。表5-4のままであるならば、 $(1, 1)$ の利得が実現せず、 $(-1, -1)$ となるから、両プレイヤー合わせて $\{1 + 1\} - \{(-1) + (-1)\} = 4$ の損失となる。この損失4を現実のものとしないう（すなわち、この4の分の利得を目指し）、両者はコストを支払うことに同意して、表5-5のペイオフ行列を実現するような監視機関や司法機関を導入するのである。強権的な政府を用いることによって解決をはかる場合も、人々の合意によってこの強権的な政府を導入できる、という点がここでのポイントである。

先のレントシーキング活動による囚人のジレンマの例では、ある主体がレントシーキング活動を行ったことが発覚すれば、その主体に罰則を与えることになる。公正取引委員会や裁判所のような政府組織を用い、この懲罰を実現させるのである。前述の長期的関係の構築に較べれば、短期的な制度構築となる。

5-2-3. 囚人のジレンマ解消のための制度構築の考察からの含意

以上、囚人のジレンマ解消のための制度構築の方法として、長期的関係の構築と強制をともなう制度をみた。前者は、人々の関係が長期的になれば、自発的な話し合いによって協力を創出できる、ということであった。これには、文字通り長い時間が必要である。一方、後者は強権的な政府を導入することによって均衡を変化させ協力を誘導する、というものであった。短期的にこれは実現可能である。そして、これら二つの秩序形成はともに、人々の合意によって導入されるのであった。これから次の点を主張したい。それは制度改革の進め方については、急進的ビッグバンアプローチか、漸進主義アプローチであるべきかという議論がさかんであるが、これは、人々の選択による、ということである。すなわち本稿の議論では、どちらについても合意が可能であり、その優劣について言及することはで

きないのである。

もう一点、後者の強権的な政府導入の方法からいえるのは、協力による利益が大きければ大きいほど、大きな政府になる可能性がある、ということである。監視機関や司法機関を導入するために合意できるコストの額が増えていくからである。これは、先のレントシーキング活動による囚人のジレンマの例では、自由貿易体制における利得が大きいほど、大きな政府になる可能性があることを示唆しており、興味深い。

5-3. 退出を選択肢に含む囚人のジレンマ

囚人のジレンマゲームで協力を実現する別の方法で有力なものは、「退出」の選択肢をつくることである。Vanberg and Congleton (1992) は、Axelrod による繰り返し囚人のジレンマゲームに勝利する戦略プログラム競技会のアイデアを用いてこのことを示している。

表 5-6 退出の選択肢を含む囚人のジレンマ

	協力	裏切り	退出
協 力	1, 1	-2, 2	0, 0
裏切り	2, -2	-1, -1	0, 0
退 出	0, 0	0, 0	0, 0

Axelrod は、繰り返し囚人のジレンマゲームに勝利する戦略プログラム競技会を催した。多くの研究者に呼びかけ、繰り返し囚人のジレンマゲームに勝利するためのコンピュータプログラムを募集し、どのプログラムが最高得点を得るかを実験したのである。結果は、オウム返し (Tit for Tat) プログラムの優勝であった。オウム返しプログラムとは、初めは協力し、その後は 1 回前の相手の行動を模倣するというものである。すなわち、協力からはじめて相手が協力する限り協力するが、相手が裏切れば自分も裏切る、というわけである。Vanberg and Congleton は、この競技

会を「退出」を含む囚人ジレンマゲームで行ったのである。

彼らの「退出」を含む囚人のジレンマゲームの戦略型が表 5-6 に示されている。 (裏切り, 裏切り) は、もはや支配戦略均衡ではなくなっている。相手の「裏切り」に対して、自分は「退出」することによって、損失をなくすることができるのである。相手の「裏切り」に対して、自分も「裏切り」を選べば、相手の損失も大きくなり罰則を与えることができるが、自分の損失も残る。それより、相手の「裏切り」に対して、「退出」を選ぶことが自分にとって有利となるのである。

Vanberg and Congleton は競技会を争う以下の四つのプログラムを考えた。

- ① 機会主義者 (Opportunist) プログラム：常にゲームに参加し、常に裏切る。
- ② お人よしの道徳者 (Naive Moralist) プログラム：常にゲームに参加し、常に協力する。
- ③ オウム返し (Tit for Tat) プログラム：常にゲームに参加し、初めは協力する。そして、1 回前の相手の行動を模倣する。
- ④ 慎重な道徳者 (Prudent Moralist) プログラム：過去に裏切ったことのない人のみとゲームを行い、参加する場合は常に協力する。

そして、上記プログラムどおりに行動する 4 人がいるという想定⁷⁾のもとで、次のシミュレーションを行った。4 人はそれぞれ、ゲームに参加するかどうかを決め、その後「協力」するか「裏切る」かを決める。1 回目

7) Vanberg and Congleton (1992) は、さらに機会主義者、お人よしの道徳者、オウム返し、慎重な道徳者の人口構成が違う場合も考慮に入れて分析を展開している。その結果も、慎重な道徳者プログラムに軍配をあげるものであった。

のゲームでは、それぞれは相手についての情報を持たない。しかし、それ以降のゲームでは、それぞれは相手が過去に「裏切る」を選んだかどうかを記憶しているものとする。ゲームが進んでいくにつれて、それぞれの累積利得がどのようになるのかを示したのが図5-7である。

例えば、機会主義者であれば、1回目のゲームで他の3人と対することになるが、他の3人はすべて参加し「協力する」のだから、利得 2×3 で6を獲得する。お人よしな道德者であれば、機会主義者とは -2 、オウム返しとは $+1$ 、慎重な道德者とは $+1$ で合計0となる。といった具合である。

図5-7をみると、慎重な道德者プログラムの累積利得が機会主義者プログラムのそれを、7回目のゲーム以降上回っていることがわかる。機会主義者は、他の相手の「裏切り」による報復や「退出」にあい利得を減らすのに対し、慎重な道德者は相手と「協力する」ことを積み重ね、機会主義者の利得を逆転しているのである。

また慎重な道德者プログラムの累積利得はオウム返しプログラムのそれを常に上回っている。Axelrod の行った「退出」の選択肢のない囚人のジレンマゲームでは、オウム返しプログラムが優勝したことを考えれば、

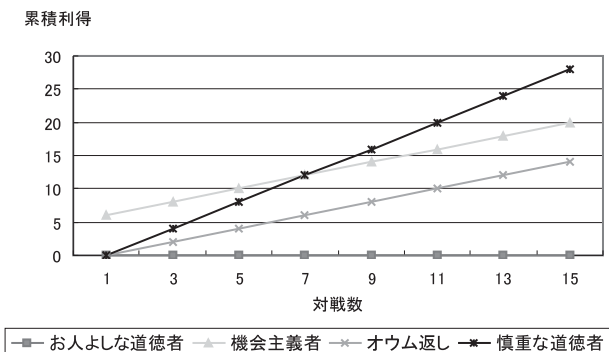


図5-7 対戦回数と累積利得

[出所] Vanberg and Congleton (1992), p. 423, Figure 2.

これは注目される結果である。相手の「裏切る」の選択肢に対して、オウム返しで自分も「裏切る」を選べば -1 になるが、「退出」を選べば 0 となり、後者の方が大きい。この差が反映されているのである。

常に「協力する」お人よしの道徳者はいつまでも利得が 0 でくいものになっているが、慎重な道徳者は長期的に高い利得をあげている。基本的には「協力する」だが、相手が「裏切る」ようだと「退出」する慎重な道徳者の行動原理は、長期的にみれば優秀であることがわかる。この優秀さの論点を今一度確認すると、第1に、協力による利得の積み重ねにより、長期的に利得が高くなっている。第2に、「退出」の選択肢があることによって、相手の裏切りに対して裏切りで応じ互いが損失を大きく被るという状況を回避できている。こうして、「退出」の選択肢が与えられることによって、「目には目を刃には刃を」といったおうむ返しのやり方より優秀な平和的秩序維持戦略が可能になっているのである。このように個人・組織・国家が政治的枠組・経済的枠組に関する契約を結ぶ際に、退出の選択肢が与えられていることが大切なのである⁸⁾。

Buchanan and Faith (1987) は、内部退出 (Internal Exit) 圧力が課税等の政府活動を制限する、と主張する⁹⁾。Dewatripont and Roland (1997)

8) 「退出」と「発言」の概念を用いた議論を構築した Hirschman (1970) は、国家のメンバーが国家から離脱できない、としている。

9) Buchanan and Faith (1987) が「内部退出 (Internal Exit)」という言葉を使っているのは、Tiebout (1956) の「足による投票」を意識してのもので、自分にとって望ましい地域に移り住むため、人が現在居住の地域を出るのが「外部退出 (External Exit)」である。Buchanan and Faith は、人々が現在の結託者達のもとを離れ自分達で財政活動を行う政府をつくることを内部退出と呼んだのである。Buchanan and Faith (1987) では、退出が市場や人々の所得に与える影響を無視したものになっている、と Graziosi (2003) は指摘している。Graziosi は統合の利益を考えるなら、退出は効率性を落とす、と主張している。

は、民族独立や連邦脱退の可能性が、失業・倒産救済のための移転支出をおさえる効果があることを指摘している。移転の出し手の方の逃亡の可能性が出れば、無理な所得移転政策はとれなくなるからである。すなわち、民族独立や連邦脱退の可能性は、当該組織の経済効率性にも寄与することが期待される。

5-4. 補完性原理

本稿では、人々が政治的枠組と経済的枠組に関する契約を行うことによって国の経済体制が決まり、それら国家の政治的枠組と経済的枠組に関する契約によって国際政治経済制度が生まれる、との立場をとっている。これら契約の優先順位について、ここでは考えてみたい。

こうした契約においては、問題は可能な限り、より近い人々の間で解決されねばならない、とする補完性原理が有効である。補完性原理とは「公的な問題は住民に身近な主体が処理し、それらができないときはより広域な主体がこれを補完する（若松・山田（2008），ii）」というものである。複数の人々がかかわる意思決定は、それによる影響を受ける人々により近いレベルで行われるべきである、という考え方で近接性原理とも呼ばれる。1985年の「ヨーロッパ地方自治憲章」で明文化され、その後EUのマーストリヒト条約・リスボン条約に、また、ドイツ・イタリア・フランスの憲法に導入されているという。日本でも地方分権の議論の際にしばしば言及されている。

財政学において、中央政府と地方政府の役割分担の議論がある。公共財の供給については、地方政府によって地域ごとに供給される方が、中央政府によって地域を通じて一律に供給されるよりも、社会全体の厚生水準が上がる、というOates（1972）の地方分権化定理が知られている。住民選好についての情報を中央政府より地方政府の方が多く持っているので、情報を持つ地方政府が公共財を供給する方が効率的となるのである。しかし、

地域を越える波及効果を持つ公共財は、各地方政府が自分で負担せず他の地方政府の負担によって便益を享受しようとするフリーライド問題が生じるので、中央政府による供給が効率的である。これらから、消防・公園などの地域生活に密着した公共財は地方政府が供給すべきであり、地方政府では十分な水準まで供給されなくなるおそれのある国防・外交などは中央政府が供給すべきである、ということになる。また、所得再分配を地方政府レベルで行おうとすると、再分配に熱心で税率の高い地方政府から人々が逃げ出してしまい、最低限の生活を維持する再分配ができなくなるかもしれない。そこでナショナルミニマムを維持する再分配政策も中央政府が責任を持つようにする。こういった財政学の中央地方政府の役割分担に関する標準的な見解は、住民に近い政府の意思決定を優先し、それではうまく機能しない案件に関しては上位政府が意思決定を行う、ということを含意しており、補完性原理を支持するものといえよう。

6. 合意にもとづく国際秩序規範

平等で独立した人々や国々は、政治的枠組・経済的枠組についてどのような合意を得るだろうか。不確定のヴェールのもとで、人々、国々が政治経済契約を合理的に行うならばどのようなになるかを提示したい。グローバリゼーションや国数の増加という環境変化は国間契約を重要にするので、これが考察の中心となる。

本稿の考える契約による社会は次のようであった。まず、人々は自らの生活する地域で、政治的枠組と経済的枠組に関する契約を行う。これによって、その地域の地域政府がつくられるとともに、その地域の政治的自由度・経済的自由度が決まる。次に、地域政府間で中央政府をつくる契約が結ばれ、合わせて、国境が確定する。この際の政治的枠組と経済的枠組の組み合わせが本稿の考える経済体制である。さらに次の段階では、国間

での契約が結ばれ、国際政治経済制度が生まれる。

この国際政治経済制度はどのような性質を持つだろうか。第1は、各国が平等な権利を有することである。Buchanan and Tullock (1962) が導入し、後にその名前が与えられることになった不確実性のヴェールは、Rawls の無知のヴェール (veil of ignorance) のアイデアと関係が深い。Rawls は、自分の社会的門地・能力・嗜好などを知らない無知のヴェールに覆われた原初状態のもとで人々が全員一致で合意するものが正義であるとして、民主的平等と格差原理からなる正義の二原理を導出した。第一原理である民主的平等は、全成員の平等な基本的自由の保障である。不確実性のヴェールのもとで選ばれる国際政治経済制度も、各国の平等な権利を確保するものでなければならないであろう。

第2の性質は、ある国の人々の経済体制についての合意に対して、別の国がとやかくいうべきではない、ということである。こうした契約においては、問題は可能な限り、より近い人々の間で解決されねばならない、とする補完性原理が有効である。よって、個人間で結んだ地方政府に関する契約の方が、地方政府間で結んだ中央政府に関する契約より優先されるべきである。同様に、国家に関する契約の方が国際政治経済制度より優先されるべきである。したがって、ある国の人々が独裁政治や計画経済で合意しているのであれば、別の国がとやかくいうことではないのである。

第3に、国々の合意に、世界政府のような規制・監視機関に強い強制力を持たせるとの合意が結ばれる可能性がある、ということである。人々や国々は、よく、共同合理性と個人合理性の乖離する囚人のジレンマ状況に直面する。その際に、長期的な関係を築き強制力を用いないやり方で、これを克服することも可能である。しかし、ペイオフ行列を強制的に変化させることで克服する、という選択肢も有力である。Okada (1993) にあるよう、この強制力の導入に人々や国々が合意することができる。強制力を用いる制度に合意するか、用いないそれに合意するか、それは個人や国家

にまかせればよい。ここでは、より上位の政府に強い強制力や大きな権力を与える合意が成立する可能性がある、という点に注意しておきたい。

第4に、国民が退出する選択枝を確保し、国の分離独立を認めるのであればならないことである。世界の国数が分離・独立などにより増えてきているが、こうした動きは人々が自立しようということだから尊重されねばならない。Vanberg and Congleton (1992) は、囚人のジレンマの状況下において退出の選択枝が存在することが、人々の協力行動を促進することを示した。国民退出の圧力は政府による課税を抑えるなど、経済効率性にも寄与することが期待される。国家の独立を認めることは、多くの面で望ましい。

第5に、不確実性のヴェールが望ましい憲法を促進する効果は、国内より国際合意を目指す状況で、より強まる可能性があることを指摘しておきたい。グローバル化する環境の中で、将来変わりうる自分の立場は、国内以上に空間的広がりを持つ世界の文脈において、より多様になろう。これは、不確実性のヴェールをより無知のヴェールに近づけ、Rawls 的正義の実現を助ける力を持つ局面が生じよう。

7. 合意にもとづく国際秩序規範に対する反論

上記 Rawls 的正義に対する批判をここでは検討してみたい。Sandel (1998) は、Rawls の正義が共通善より優先されることに異を唱える。共通善は小規模なコミュニティに属する人々に内在するもので、人々はこれから独立ではいられない。これから独立である人々を想定して、人々のおかされざる権利を導く Rawls の正義は認めがたい。こうして Sandel は、小規模なコミュニティにおける共和政治を望ましいとし、コミュニティをより包括的な結合体へと重ね合わせていくことに否定的である。しかし、共通善の内容が今ひとつわからないし、この議論ではグローバル化する世

界を統御する指針がみいだしにくいと感ずる。

セン・後藤（2008）は、Rawls による正義、特に全世界規模のそれを導出するための手続きが、様々な立場の人々を契約から排除しているため、その正義は閉ざされた不遍性しか持たない、という。この手続きは、国境によって規定される国家以外の階層・職業など様々なアイデンティティーを持つ人々による契約の要素が欠けているために、グローバルな正義を実現しない。グローバルな正義を実現するためにはアダムスミスの不遍的な観察者の判断が必要になる、と。グローバル正義が国家間のそれである必要がないのはそのとおりであるとしても、不遍的な観察者の判断がどのようなもので、それを具体的にどう実現させるのかは、私にははっきりしないところがある。国境を越えて活躍する NGO などの声の重要性を認めるとしても、正義を実際に実現させる力を考えると、国家の枠組から考える視点は捨てがたいのではないだろうか¹⁰⁾。

Dupuy（1992）は、Rawls の全員一致による正義は、犠牲の状況では適用されない、という。犠牲の状況とは、Dupuy の例を用いるならば、敵に捕らえられた軍隊が全員皆殺しにされるか、それとも誰かを首謀者として敵に差し出し残り全員が助かるか、という選択を軍隊メンバーがしなければならぬような状態である。この状態では、功利主義だけでなく Rawls 的手続きにある人々も全員一致で後者に同意する。よって、この

10) Rawls（1999）は、諸国民衆の代表者たちによる合意という二段階契約から国際正義を考える、というやり方をとっている。個人達が国家に関する契約を結び、その国家が国際政治経済制度に関する契約を結ぶ、という手順は、この Rawls のやり方を意識したものである。阿部・石戸（2008）はグローバル化が進行する中で、ナショナル（national）なものが互いに競争しながら共存しているのが今の地球だという。そして、この地球社会で国家の存在はまだまだ重く、「グローナカル（glonacal）」な視点で考えることが大切であるという。本稿の立場もこれに近い。

状態では、Rawls のいう不可侵の権利からなる正義は導かれない、と。佐伯（2004）や大澤（2008）は、このような犠牲の状況は例外的なものではない、という。テロとの戦争、人口が増えすぎて貧困に喘ぐ人々の存在、環境問題、これらは世界が犠牲の状況にあることを示している、と。

8. 世界的合意を進めるために

確かに、混迷を深める世界の現状は犠牲の状況といえるかもしれない。かつて Buchanan（1964）は、最大化に関わる選択の問題よりも、交換が可能となるパレート改善的政治経済状態に経済学者は関心を寄せるべきである、といった。しかし、政府を肥大化させる動きの氾濫に対して市場効率の知見を唱えることが重要であった頃より、これを実行することが難しくなっている。この事態を打開するものは、佐伯（2004）では共同社会の義であり、大澤（2008）では民主主義を超克する媒介者である。公共選択論からの解決策としては、絶対の価値をよりどころとせず、全員一致型の民主主義にこだわりたい。パレート改善の探索に粉骨砕身し、それでもみつけれれば、つくridす意気込みでのぞみたい。

Collier（2007）は、世界で最も貧しい国々の多くで内戦が生じ、これらが紛争の罍の状態にあるという。国際連合が解決できないのであれば、これに変わる鎮圧組織を世界の国々の合意によってうみだしたい。武力の均衡で世界の平和秩序を保っているのであれば、武器を同時に捨て、経済活動など別のことに資源を投入する合意を急ぎたい。それでは秩序が保てないというのであれば、世界的な警察組織にその管理をゆだねたい。経済停滞への憂慮が国々の環境問題への合意を阻んでいる点については、省エネ提供サービスである ESCO（Energy Service Company）でビジネスと環境の両立をはかる動きなどに注目したい。

Buchanan（1959）では、政治経済学者と実証経済学者の違いが言及さ

れている。政治経済学者の役割は、パレート改善となる提案をすることである¹¹⁾。上記で考察した合意にもとづく国際秩序規範は本稿の提案となる。これに、経済体制の公共選択分析のマクロ実証分析結果を含め、この役割

-
- 11) 経済学者を含めた合意をどう考えるのかも重要な論点になる。Caplan (2007) によって提起された投票者の非合理性の議論を手がかりに、これについて若干の考察を展開してみたい。

Wittman (1995) は、最近の心理経済学の成果を批判して、人々が合理的であることを主張する。Caplan (2007) は、これに異を唱え、投票者は非合理であると主張する。投票者は、市場メカニズムの利益を過少に評価するなどのバイアスを持っている、というのである。Caplan はジョージメイソン大学に在籍しバージニア学派に属すると言えるが、同書で、古典的公共選択という表現を使い、自身の議論と従来の公共選択論との違いに言及している点は注目される。この違いの要点は、合理的非合理性と合理的無知の違いにある。個々の人々が選挙結果にほとんど影響を与えることができないという事態は合理性の価格を低いものにし、人々は非合理性を購入するようになる、というのがCaplanの合理的非合理性である。一方、選挙結果に影響を与えることができないという事態に直面し、人々が政治に関する正しい情報をとろうとしないのが合理的無知である。合理的に無知な人々はあくまで合理的なのである。

Wittman のいう人々が合理的であるならば、経済学は実証的分析（あるがままの事実の分析）に徹すればよい。投票者は経済学者の正しさを理解し、経済学者の主張を支持する。そして、それは現在、ある程度まですでに実現されている。

Caplan のいう人々が非合理であるならば、投票者は経済学者の説くことを理解できない。したがって、現在は経済学者の主張とは程遠い状況にある。経済学者は、自分の主張が受け入れられるために工夫が必要である。例えば、経済学者はレトリックに長けていなければならない、という趣旨のことをCaplanは述べている。

古典的公共選択のいう人々が合理的無知ならば、現在、投票者は経済学者の説くことを理解できておらず、それは実現もされていない。経済学者は社会を構成する人々全員に利益をもたらす処方箋を粘り強く説き、投票者の全員一致によるこれの採用を目指すことになる。人々は最終的に経済学者のいうことを理解し、これを実現する制度改革に同意する。本稿の立場は、古典的公共選択の範疇に属する。

のより長期的な観点からの遂行も目指すことにする。すなわち、民主化・市場化の進んだ国の経済パフォーマンスがよいという実証結果を組み合わせでの指針も提案してみたい。

合意によってうみだされた様々なタイプの体制を持つ国が集まってできている世界も、長期的には、民主化・市場化が進んだ国々からなる世界へと移行することが望ましい。この移行は自然に進行することがあるのかもしれないが、紛争の罠に陥っている国々の存在を思えば、それに期待するのは楽観的過ぎよう。このための国際政治経済制度を国々の間で契約し、戦略的に進める発想を持ちたい。それぞれの国の自由化を進めるために、世界全体で積極的に協力するのである。

国内で、もめごとになりそうな相手がいると、我々は自分で武器を手にするのではなく、警察に連絡する。内戦で苦しんでいる国から要請があれば、それにこたえられる世界的組織が欲しい¹²⁾。このための意思決定は、各国が平等なのだから、一国一票である¹³⁾。しかし、このための費用負担は均

12) Collier (2009) は、治安の悪い最貧国に単に選挙による民主主義を導入するだけではかえって混乱が生じる。大切なのは選挙を安定的に行わせる社会基盤で、国際社会が安全保障などの公共財を提供することで、これを強固なものにしていかねばならない、と主張している。本稿に近い立場といえよう。

13) 国際組織での意思決定方法である投票についても、すでに多くの先行研究がある。それらでは、一国の投票数をどのようにするか、及び、どのような投票ルールを用いるのか、といったことが議論されている。前者は、一国一票方式・費用負担割合あるいは人口数に対応するウェイトが与えられた投票方式などが考慮される。後者は、全員一致ルール・多数決・拒否権による投票などが考慮される。

現実にはどうしているかに少し目を向けると、以下のようなようである。国連 (United Nations: 国際連合) の総会では、一国一票方式で、重要事項の表決は構成国の三分の二の多数によって、その他の事項は二分の一の多数によって行われる。しかし、有事に際して主要な責任を負う国連内の安全保障理事会は一国一票方式であるが、大戦時の五大国 (米英仏中ソ) を常任理事国

等である必要はなく、GDP・国富などが多い国の負担を大きいものにする。それは、国内での行政サービスに関する意思決定が一人一票であるが、税金は富んでいる者が多く支払うのと同様である。グローバリゼーションが進むとともに国の数が増えてきているなか、国内で普通に合意していることを国々の間での合意へと広げていく、という視点が重要となろう。

参 考 文 献

- Alesina, Alberto and Spolaore, Enrico (2003) *The Size of Nations*, Cambridge: The MIT Press.
- Brennan, Geoffrey and Buchanan, James M. (1985) *The Reason of Rules: Constitutional Political Economy*, Cambridge: Cambridge University Press. (深沢実監訳 (1989), 『立憲的政治経済学の方法論：ルールの根拠』文眞堂.)
- Buchanan, James M. (1959) "Positive Economics, Welfare Economics, and Political Economy," *Journal of Law and Economics*, Vol. 2, No. 1, pp. 124 - 138. (『実証経済学, 厚生経済学, 政治経済学』田中清和訳 (1991)『経済学の考え方：ブキャナン経済学のエッセンス』多賀出版, pp. 3 - 22 所収.)

↙ 国にし、これらの国に拒否権を与えたため、どれか一つの国でも NO といえば事が運ばない仕組みになっている。GATT (General Agreement on Tariffs and Trade: 関税と貿易に関する一般協定) や WTO (World Trade Organization: 世界貿易機関) は一国一票方式で、基本的には、全員一致ルールを採用している。IMF (International Monetary Fund: 国際通貨基金) では、出資金の多い加盟国ほど投票権が大きくなっている。IMF では 85% 以上の賛成が必要であるとの超多数決ルールがあり、米国は約 17% の投票権を持っている。よって、米国は事実上の拒否権を持つ。Stiglitz (2002) をはじめ、IMF の意思決定が米国を中心とした限られた富裕国の利益に基づいたものになっている、との批判がある。

国の上に国をつくらずの各国の平等性が主張したい大きなポイントである本稿は、基本的には、一国一票方式を支持することになる。米国のように経済力のある国がそれで納得するだろうかという点については、経済力や国力に応じた票を与えるよりは、国の分割による国数の増加によって発言力を増やすことを考えたい。地方分権の延長線上に国をいくつかに割って国数を増やすという、世界全体との関係を考慮した国の再編を視野に入れるのである。

- Buchanan, James M. (1964) "What Should Economists Do?" *Southern Economic Journal*, Vol. XXX, No. 3, pp. 213–222. (「経済学者は何をすべきか」田中清和訳 (1991)『経済学の考え方：ブキャナン経済学のエッセンス』多賀出版, pp. 23–39 所収.)
- Buchanan, James M. (2006) *Why I, Too, Am Not a Conservative: The Normative Vision of Classical Liberalism*, Cheltenham: Edward Elgar.
- Buchanan, James M. (2007) *Economics from the Outside in: "Better Than Plowing" and Beyond*, College Station: Texas A&M University Press.
- Buchanan, James and Faith, Roger (1987) "Secession and the Limits of Taxation: Toward a Theory of Internal Exit," *American Economic Review*, Vol. 77, No. 5, pp. 1023–1031.
- Buchanan, James M. and Tullock, Gordon (1962) *The Calculus of Consent: Logical Foundations of Constitutional Democracy*, Ann Arbor: University of Michigan Press. (宇田川璋仁監訳 (1979)『公共選択の理論：合意の経済論理』東洋経済新報社.)
- Caplan, Bryan (2007) *The Myth of the Rational Voter: Why Democracies Choose Bad Policies*, Princeton: Princeton University Press. (長峯純一・奥井克美監訳 (2009)『選挙の経済学：投票者はなぜ愚策を選ぶのか』日経 BP 社.)
- Collier, Paul (2007) *The Bottom Billion: Why the Poorest Countries are Failing and What Can Be Done About It*, New York: Oxford University Press. (中谷和男訳 (2008)『最底辺の 10 億人：最も貧しい国々のために本当になすべきことは何か?』日経 BP 社.)
- Collier, Paul (2009) *Wars, Guns, and Votes: Democracy in Dangerous Places*, New York: HarperCollins (甘糟智子訳 (2010)『民主主義がアフリカ経済を殺す：最底辺の 10 億人の国で起きている真実』日経 BP 社.)
- Dewatripont, Mathias and Roland, Gérard (1997) "Transition as a process of large-scale institutional change," in Kreps, David M. and Wallis, Kenneth F. (eds.), *Advances in economics and econometrics: theory and applications, Seventh World Congress Volume II*, Cambridge: Cambridge University Press, Chapter 7, pp. 240–278.
- Dupuy, Jean Pierre (1992) *Le Sacrifice et l'Envie: Le libéralisme aux prises avec la justice sociale*, Paris: Calmann-Lévy. (米山親能・泉谷安規訳 (2003)『犠牲と羨望：自由主義社会における正義の問題』法政大学出版局.)
- Frey, Bruno S. (1984) *International Political Economics*, Oxford: Blackwell.

- (長谷川聰哲訳 (1996)『国際政治経済学』文眞堂.)
- Frey, Bruno S. (1997) “The public choice of international organization,” in Mueller, Dueller C. (ed.), *Perspectives on Public Choice: A Handbook*, Cambridge: Cambridge University Press, Chapter 5, pp.106 – 123 (「国際組織の公共選択」 関谷登・大岩雄次郎訳 (2000)『ハンドブック公共選択の展望 [第 I 巻]』多賀出版, 第 5 章, pp.127 – 147.)
- Graziosi, Gregoire Rota (2003) “The theory of ‘Internal Exit’, a comment on Buchanan and Faith (1987),” *Economics Bulletin*, Vol.8, Issue 12, pp. 1–6.
- Hirschman, Albert (1970) *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*, Cambridge: Harvard University Press. (矢野修一訳 (2005)『離脱・発言・忠誠：企業・組織・国家における衰退への反応』ミネルヴァ書房.)
- Oates, Wallace (1972) *Fiscal Federalism*, New York: Harcourt Brace Jovanovich. (米原淳七郎・岸昌三・長峯純一訳 (1997)『地方分権の財政理論』第一法規.)
- Okada, Akira (1993) “The possibility of cooperation in an n-person prisoners’ dilemma with institutional arrangements,” *Public Choice*, Vol. 77, No. 3, pp. 629 – 656.
- Okada, Akira and Sakakibara, Kenichi and Suga, Koichi (1997) “The dynamic transformation of political systems through social contract: a game theoretic approach,” *Social Choice and Welfare*, Vol. 14, No. 1, pp. 1 – 21.
- Okui, Katsuyoshi (1997) “Is Government really Leviathan?: Investigating the way of looking at government analyzed by the public choice theory,” *Otemon Economic Studies*, Vol. 30, pp. 47 – 63.
- Okui, Katsuyoshi (1999) “Toward a Theory of a Constitution with More Enforcing Power,” *Otemon Economic Studies*, Vol. 32, pp. 33 – 52.
- Okui, Katsuyoshi (2005) “Causality between Political Freedom and Economic Freedom,” in Aktan, Coskun Can (ed.) *Economics in a Changing World: Papers on Economic Growth, Social and Human Capital, Trade, Public Finance and Public Choice. Volume 3: Selected Proceedings of the First International Conference on Business, Management and Economics*, Yasar University, pp. 275 – 295.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge: Harvard University

- Press. (矢島鈞次監訳 (1979)『正義論』紀伊國屋書店.)
- Rawls, John (1999), *The Law of Peoples*, Cambridge: Harvard University Press (中山竜一訳 (2006)『万民の法』岩波書店.)
- Sandel, Michael J. (1998) *Liberalism and the Limits of Justice* [Second Edition], Cambridge: Cambridge University Press. (菊池理夫訳 (2009)『リベラリズムと正義の限界』勁草書房.)
- Stiglitz, Joseph E. (2002) *Globalization and Its Discontents*, New York: Norton. (鈴木主税訳 (2002)『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』徳間書店.)
- Tiebout, Charles M. (1956) “A Pure Theory of Local Expenditures,” *Journal of Political Economy*, Vol. 64, No. 5, pp. 416 – 424.
- Tollison, Robert D. and Congleton, Roger D. (eds.) (1995) *The Economic Analysis of Rent Seeking*, Aldershot: Edward Elgar. (加藤寛監訳 (2002)『レントシーキングの経済理論』勁草書房.)
- Vanberg, Viktor J. and Congleton, Roger D. (1992) “Rationality, Morality, and Exit,” *American Political Science Review*, Vol. 86, No. 2, pp. 418 – 431.
- Vaubel, Roland (2003) “International Organization,” in Rowley, Charles K. and Schneider, Friedrich (eds.), *The Encyclopedia of Public Choice* Vol. 2, Dordrecht: Kluwer Academic Publishers, pp. 319 – 320.
- Wittman, Donald (1995) *The Myth of Democratic Failure: Why Political Institutions Are Efficient*, Chicago: University of Chicago Press. (奥井克美訳 (2002)『デモクラシーの経済学：なぜ政治制度は効率的なのか』東洋経済新報社.)
- World Bank, “World Development Indicators,” <http://ddp-ext.worldbank.org/> (2008/9/3)
- 青木昌彦・奥野正寛編著 (1996)『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会.
- 阿部清司・石戸光 (2008)『相互依存のグローバル経済学：国際公共性を見すえて』明石書店.
- 猪木武徳 (2009)『戦後世界経済史：自由と平等の視点から』中央公論新社.
- 井堀利宏 (2008)「地方財政制度の仕組みと役割」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著『分権化時代の地方財政』中央経済社，第4章，pp. 113 – 140 所収.
- 大澤真幸 (2008)『逆接の民主主義：格闘する思想』角川書店.
- 大田英明 (2009)『IMF (国際通貨基金)：使命と誤算』中央公論新社.
- 岡田章 (1994)「社会的組織の形成と発展：ゲーム理論的アプローチ」『経済研究

- (一橋大学)』第 45 巻第 3 号, pp. 238 - 247.
- 奥井克美 (1997) 「政治的自由, 経済的自由, 経済発展, 経済成長の関係に関する考察: 最近の研究成果のサーベイから」『追手門経済論集』第 XXXII 巻第 2 号, pp. 85 - 149.
- 奥井克美 (2001) 「公共選択論の視点からの開発援助政策: 経済・政治構造改革に関するものを中心に」『追手門経済論集』第 XXXVI 巻第 1・2 号, pp. 106 - 136.
- 奥井克美 (2004) 「政治的自由と経済的自由のデータによる世界各国の経済体制の考察」『国際公共経済研究』No. 15, pp. 52 - 60.
- 奥井克美 (2006) 「世界各国データを用いた制度と経済パフォーマンスの関係についての考察」『経済政策ジャーナル』第 3 巻第 2 号, pp. 81 ~ 84.
- 奥井克美 (2007) 「所有権システムの選択: アナーキーモデルを利用した考察」日本経済学会 2007 年度秋季大会報告論文.
- 奥井克美 (2009) 「国際秩序の公共選択」『公共選択の研究』第 52 号, pp. 1 - 5.
- 小澤太郎 (2008) 「ゲーム理論リテラシー: 社会問題を読み解き情報発信するための現代的素養」小澤太郎・グレーヴァ香子・中村慎助編『理論経済学の復権』慶應義塾大学出版会, 第 1 章, pp. 1 - 38 所収.
- 加藤寛編 (2005) 『入門公共選択: 政治の経済学』勁草書房.
- 国際連合広報センター「国連憲章」
http://www.unic.or.jp/information/UN_charter_japanese/ (2009/2/18)
- 国際連合広報センター「国連の活動・加盟国一覧・国連加盟国加盟年順序」
http://www.unic.or.jp/information/member_nations/ (2008/9/3)
- 佐伯啓思 (2004) 『自由とは何か: 「自己責任論」から「理由なき殺人」まで』講談社.
- 神野直彦 (2007) 『財政学 [改訂版]』有斐閣.
- アマルティア・セン / 後藤玲子 (2008) 『福祉と正義』東京大学出版会.
- 野崎久和 (2008) 『国際経済システム読本: 国際通貨・貿易の今を考える』梓出版社.
- 林正義 (2008) 「地方分権の経済理論」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著『分権化時代の地方財政』中央経済社, 第 2 章, pp. 43 - 69 所収.
- 若松隆・山田徹 (2008) 『ヨーロッパ分権改革の新潮流: 地域主義と補完性原理』中央大学出版部.

(2009 年 12 月 21 日受理)